



神奈川県

KANAGAWA

この支援金事業は、国の重点支援地方交付金を活用した事業です。

後押し!!

その

賃上げ!

!

最大
500
万円!



県では、県内に事業所を有する中小企業者等が、
令和8年4月1日から9月30日までに、
一定の賃金引上げを行った場合に、支援金を交付します。
ぜひ、この支援金をご活用ください。

交付対象となる 従業員

県内事業所に勤務する雇用保険被保険者又はこれに準ずる者、かつ、
引上げ前の1時間当たりの賃金^{※1}が1,500円未満の者

※1: 最低賃金法(昭和34年法律第134号)第4条において支払わなければならないこととされている賃金の
計算方法により算出されたもの

従業員一人当たりの 交付上限額等	引上げ額 (申請区分)	従業員一人 当たりの 交付額	交付上限額 (交付上限となる従業員数)
	50円以上 (申請区分1)	5万円	1事業者当たり250万円(50人) 複数の事業所を有する事業者については、1事業所当たりの従業員が50人を超えない 範囲で合算することを条件に、1事業者当たり最大1,500万円(300人)
	100円以上 (申請区分2)	10万円	1事業者当たり500万円(50人) 複数の事業所を有する事業者については、1事業所当たりの従業員が50人を超えない 範囲で合算することを条件に、1事業者当たり最大3,000万円(300人)

申請期間

令和8年12月4日(金)まで(ただし、予算額に達した時点で申請受付を終了します。)

詳細については、裏面及び専用サイト、交付要綱、申請要領等により、ご確認ください ▶

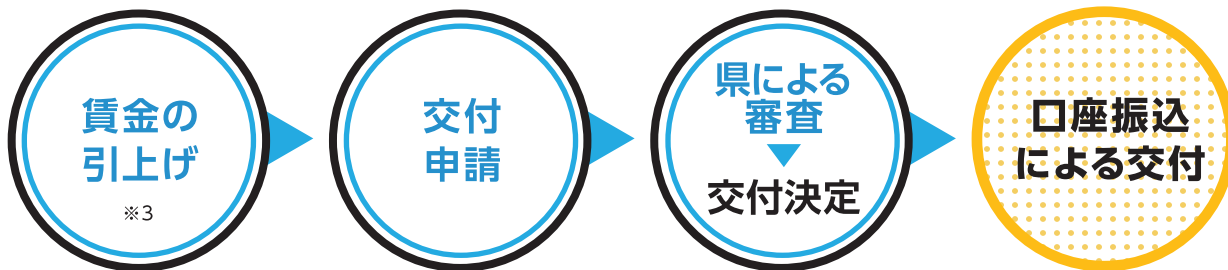


申請書類

- 1 交付申請書兼実績報告書(様式1)
- 2 役員等氏名一覧表(様式2)
- 3 支援金振込口座(様式3)
- 4 賃金チェックシート(所定様式)
- 5 法人の場合:履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(写)
個人事業主の場合:代表者の住民票又は運転免許証(写)
- 6 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写)^{※2}
- 7 賃金台帳(写)^{※2}
- 8 県税(神奈川県)に未納がないことを証明する書類
- 9 その他、知事が必要と認める書類

※2: 交付申請額の算定対象となる従業員全員分の提出が必要となります。

支援金交付までの流れ



※3: 賃金の引上げの適用日(賃金の引上げの効力が発生する日)は、令和8年4月1日から同年9月30日の期間に属する日であることが必須となります。

専用サイトからご申請ください ▶▶▶

申請手続はオンラインで完結! 郵送手続は一切不要です。



お問合せ先

神奈川県賃金アップ支援金事務局



050-5810-6950

受付時間: 平日8:30~17:15

本事務局は、県が株式会社阪急交通社に委託して運営しています。